2026年11月10日

各　位

会 社 名　　株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
代表者名　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（コード番号8894　東証スタンダード）
問合せ先　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（TEL．03-6627-3487）

（訂正）「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」の一部訂正のお知らせ

当社は、2026年10月29日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」（以下、「本訂正前開示資料」といいます。）の記載内容の一部について、訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。

１．訂正の理由

①　本訂正前開示資料の記載内容の一部について、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下「当監査法人」といいます。）からの指摘及び要請事項があったことを受けて、当社が受動的に第三者委員会による調査を決定しているかのような記載内容となっておりますが、本来は、当社が当監査法人からの指摘を受けて主体的な判断として記載すべきものであったため。

②　本訂正前開示資料の記載内容の一部について、当監査法人による監査意見を予断するかのような記載内容となっている可能性があり、より適切な表現として記載すべきものであったため。

２．訂正の内容（本訂正前開示資料の全文を記載し、訂正部分は下線で表示しています。）

当社は、2026年１月29日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第24条の４の４第１項に基づき、2026年１月29日に関東財務局に提出いたしました2025年10月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第405条第２項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026年３月16日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第２四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

当社では、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表を、当初は2026年９月14日に予定しておりました。

しかしながら、当社は、2026年９月14日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2026年６月15日に関東財務局に提出した2026年10月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応（以下「訂正等の対応」といいます。）を検討しており、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）との間で訂正等の対応の協議が継続していることから、当社の決算手続き及び当監査法人による期中レビューを完了させることが困難であると判断し、四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短

信の公表を延期すること、当該決算短信の延期後の発表予定日については2026年10月中を想定していることをそれぞれ公表しておりました。

しかしながら、当社では、後述するとおり、当監査法人より複数の要請を受けております。これらを受けた現状を踏まえ、当社は、当監査法人から四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信について、当社及び後述する第三者委員会による調査を実施するなどの必要な対応を行っていく方針を有していること状況となっていると判断し、取締役会にて四半期末後連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表を再延期する旨を決議しましたので、お知らせいたします。

１．公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の開示の再延期の理由

まず、前述のとおり、当社は、2026年１月29日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第24条の４の４第１項に基づき、2026年１月29日に関東財務局に提出いたしました2025年10月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、レビュー義務付け要件に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026年３月16日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第２四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

他方で、当社は、2026年６月15日付開示資料「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当監査法人から2026年10月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書（以下、「本期中レビュー報告書」といいます。）を受領し、2026年６月15日同日に、当社、当社連結子会社（2026年６月15日当時。その後、2026年８月31日付開示資料「連結子会社の異動（株式譲渡及び連結除外）並びに連結子会社におけるクラウドファンディング事業からの撤退に関するお知らせ」のとおり、当社が2026年８月31日に当社の元取締役である美山俊氏（以下「美山氏」といいます。）との間で当社が保有する連結子会社WeCapital株式会社の全株式を美山氏に対し譲渡する旨の株式譲渡契約を締結し、2026年８月31日付の連結子会社WeCapital株式会社株式の美山氏に対する譲渡に伴って、ヤマワケエステート株式会社（以下「YE社」といいます。）とともに、2026年８月31日同日に当社の連結範囲から除外されています。）のWeCapital株式会社及びYE社それぞれにおいて臨時取締役会を開催し、本期中レビュー報告書の原因となった疑念（以下「本疑念」といいます。）を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」といいます。）を設置することを各社において決議しておりました。

その後、当社は、2026年８月10日付開示資料「社内調査委員会による調査の状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、主に社内調査委員会における外部専門家の選任が諸事情により遅くなり、外部専門家の選任に想定以上の時間を要する結果となり、2026年７月31日に調査を完了させるという当初想定していたスケジュールに比べて調査が遅延していること、７月７日に社内調査委員会の委員を選任して同日に社内調査委員会を設置したものの社内調査委員会においてYE社が組成したファンド全件について調査対象とした網羅的調査を行うなかでYE社の内部資料のみでは不動産取引であるのか金融取引であるのかの判別ができず、YE社の社内ヒアリング及び外部ヒアリング並びにフォレンジック調査を踏まえて判断をしなければならない案件が多いために８月10日現在ではほとんどの判定結果が確定していない状況であること、社内調査委員会より当初予定からは遅延があるものの2026年８月末までに調査結果を受領する予定であること、当社では社内調査委員会より当該調査結果を受領次第速やかに当該調査結果の全文を適時開示する予定であることなどをお知らせしておりました。

そして、当社では、2026年９月１日付開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、８月31日の深夜に社内調査委員会より調査報告書を受領したこと、社内調査委員会にお

いて YE 社が組成した対象ファンド 251 件の取引種別（不動産取引または金融取引）の確定を行った結果、28 件が会計処理上は金融取引としての処理が適正であるとの結論に至ったこと、2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表が予定される 2026 年９月中旬までに当監査法人の検証及びそれを踏まえた当社と当監査法人との協議を行う必要があること、本期中レビュー報告書の原因となった本疑念について検証し、本疑念を払拭し、加えてその他の点でも問題がなかった場合は、９月中旬に公表する予定の 2026 年 10 月期第３四半期決算短信にて義務付けられている期中レビュー報告書において当監査法人からの無限定適正意見を得ることができるが、反対に本疑念を払拭できなかった場合あるいは本疑念の払拭はできたもののその他の点で問題がある場合には 2026 年６月 15 日に関東財務局に提出した 2026 年 10 月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等について訂正等の対応を進めることを想定していることなどをお知らせしておりました。

当社では、社内調査委員会において YE 社が組成した対象ファンド 251 件の取引種別（不動産取引または金融取引）の確定を行った結果、28 件が会計処理上は金融取引としての処理が適正であるとの結論に至ったことを踏まえて、2026 年６月 15 日に関東財務局に提出した 2026 年 10 月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応（以下「訂正等の対応」といいます。）を検討しております。

当社では、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表を、当初は 2026 年９月 14 日に予定しておりましたが、９月 14 日時点でも当監査法人との間で訂正等の対応の協議を進めていたことから、当社の決算手続き及び監査法人による期中レビューを完了させることが困難であると判断し、2026 年 10 月期第３四半期決算発表について延期することを取締役会にて決議しておりました。

当社では、その後も、当監査法人との間で訂正等の対応の協議を継続しておりましたが、そうしたなかで、当社は、2026 年 10 月 22 日に、当監査法人より、８月 31 日に社内調査委員会より受領した調査報告書において社内調査委員会が「分類３　該当なし」と判断した案件の中に、YE 社が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約あるいは同契約とは別に取り交わした覚書において購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等が YE 社より買戻している複数の取引（実際に買戻しのあった取引も含めて買戻しの取り決めのある取引。以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）に分類される可能性がある案件（以下、「当指摘案件」といいます。）が複数発見されたことから、社内調査委員会の調査報告書の内容などを改めて精査する必要があるとの意向を受けております。

加えて、その後、当監査法人より、YE 社の取引において買戻し契約の有無にかかわらず YE 社が投資対象不動産を売却するための販売活動等を行ったのかどうかの実態を解明し、それを踏まえた会計処理を行う必要があるとの意向を受けております。これらを踏まえて、当社は YE 社におけるクラウドファンド案件の取引実態の更なる解明が必要であると判断しております。

なお、社内調査委員会、当社および YE 社は、当指摘案件を含んだ買戻し取引の存在を当監査法人へ隠匿する意図は一切ありませんでした。

社内調査委員会は、１件を除く当指摘案件については、不動産の所有権移転が伴わない案件であり、「買戻し」という前提そのものが無いため、調査開始時点ですでに、会計的な見解から、案件組成時に案件を償還するための契約を締結していたとしても買戻し取引とは分類しないという整理をしておりましたが、他方で、その整理についてこれまで当監査法人との間で認識の共有が行われておりませんでした。そして、このたび、当監査法人から指摘を受けることとなりました。

一方で、当指摘案件のうち１件は不動産の所有権移転が伴う案件であり、当該１件については、社内調査委員会が調査手続きの過程で買戻し取引の分類を誤ったことによるエラーであったことも確認しております。

そして、上記のような状況を踏まえ、当社は、2026 年 10 月 28 日の夜間に、当監査法人より、以下の事項の指摘及び要請を受けております。

＜当監査法人においてYE社の営業に関して疑念が払拭されない事項＞

- 金融取引として処理すべきファンドが網羅的に検出されているか。
- 買戻契約の有無にとどまらず、YE 社の営業実態が不動産の売買にあったのか、持込業者に対する資金供与にあったのか。

＜当監査法人の評価＞

- クラウドファンド組成の条件とされた買受約定が承認文書に記載されず別契約とされていたこと、当社による当監査法人に対する提供資料から買い戻しの覚書が漏れていたこと、当監査法人による監査手続内で発見された情報における当社およびYE社の主張と当監査法人に対する説明が一致しないことは誤謬のみでは説明が困難であり、経営者または従業員の意図の有無について事実認定を要する状況にあること。
- この結果、当監査法人において、金融取引と不動産売買取引の区別、および本人・代理人の区別において主たる判断 要素となる「主たるリスク」「在庫リスク」「価格裁量権」について、十分かつ適切な監査証拠を入手できない状況にあること。

＜当監査法人の当社に対する要請事項＞

当監査法人では、当監査法人が訂正財務諸表および2026年10月期の財務諸表に対する意見を形成するために十分かつ適切な監査証拠を入手するには、当社から独立した立場（例えば、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を満たす調査委員会）による検証が不可欠であると考えている。

上記状況であるため、当社では、本日開催の取締役会にて四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表を再延期する旨を決議いたしました。

２．今後の見通し

当社は、当監査法人より、当指摘案件が複数発見されたとの指摘を受けるとともに社内調査委員会の調査報告書の内容などを改めて精査する必要があるとの意向を受け、その後、買戻し契約の有無にかかわらずYE社が投資対象不動産を売却するための販売活動等を行ったのかどうかの YE 社におけるクラウドファンド案件の取引実態を解明するよう要請を受け、その後さらに、金融取引として処理すべきファンドが網羅的に検出されているか及び買戻契約の有無にとどまらず、YEの営業実態が不動産の売買にあったのか、持込業者に対する資金供与にあったのか等についての疑義を払拭するために当社から独立した立場（例えば、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を満たす調査委員会）による調査・検証を行うよう要請を受けております。

当社は、当監査法人から四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信について、上記の当監査法人からの要請を含んだ必要な対応を行っていく方針です。

具体的な対応方法は、今後の当監査法人などと協議の上、決定してまいります。

当該対応が決定した場合は速やかに適時開示にてお知らせいたします。

そして、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の再延期後の発表予定日は、今後、当監査法人などとの協議を踏まえて決定するものとし、現時点では未定です。

ただし、当社では、当監査法人からの指摘及び要請を受け、第三者委員会を設置して検証・調査を行うことが必要な状況であると認識しており、それらの対応を検討しておりますが、その場合、第三者委員会の委員の選任や設置後の調査を進める過程で相応の時間を要することが見込まれるとともに、第三者委員会による調査が終了した後も当監査法人による監査手続きが控えているため、現時点ですでに、2026年12月中に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信を公表できない可能性が高いことを認識しております。

そのため、当社では、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月

期第３四半期決算短信の公表時期について、現時点では2027年１月下旬を目途としております。

今後、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2026年10月期第３四半期決算短信の公表時期の目途に変更が生じる場合や再延期後の発表予定日が決定する場合、速やかに適時開示にてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜り、今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以　上